



重度の障害のため 在宅介護が必要な方へ



重度の障害のために在宅で介護が必要な方に手当を支給します(5月、8月、11月、2月に前月分までの3か月分を支給)。

■障害児福祉手当

《対象者》

日常生活で、常時介護を必要とする20歳未満の方

《支給額》 16,100円／月

■特別障害者手当

《対象者》 日常生活で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

《支給額》 29,590円／月

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

子どもインフルエンザ予防接種 接種費用の一部を助成します



子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 接種当日に本市に住民票がある方
- 2007年4月2日～2025年8月1日生まれの方(生後6か月から接種できます)

《対象接種期間》

2025年10月1日(水)～2026年1月31日(土)

《助成額》 1,000円／接種1回(1人2回まで)

※接種1回の自己負担額が1,000円以上の場合のみ助成対象です。

《申請方法》

接種後、健康・こども未来課こども家庭センター、または各支所窓口係に必要書類を提出し、申請してください。

※2回接種の場合は、2回目接種後に申請してください。

《申請時必要書類等》

- 申請書
- 領収書(原本)
- 保護者の口座番号が分かるもの
- 予防接種を受けたことが分かるもの(領収書にインフルエンザ予防接種の費用である旨が記載されている場合は不要)

《申請期限》 2026年3月31日(火)

☎健康・こども未来課 こども家庭センター
☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282

重度障害者外出支援サービス お太助タクシーチケット



障害がある方の外出を支援するため、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付しています。

《対象者》 ※下記のいずれかの手帳を持っている方

- 身体障害者手帳(視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害程度等級が1～3級)
- 療育手帳(㊦・Aいずれか)
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)

※下記に該当する方は対象外です。

- 他市町の障害福祉サービス受給者証を持っている方
- 障害者等通院交通費補助を受けている方
- 高齢者タクシー利用助成を受けている方

《チケット代金》 500円／1枚 《交付枚数》 8枚／1か月

(自動車税の減免を受けている方の交付枚数は4枚)

※申請月からその年度の3月分までをまとめて交付します。

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

「思いやり駐車場」利用証の 申請を受け付けています



思いやり駐車場は、車の乗り降りや歩行が困難な方が公共施設などを利用しやすくするための駐車場です。

対象の方には利用証を交付しますので、社会福祉課障害者福祉係へ申請してください。



思いやり駐車場利用証

《対象者》 ※下記のいずれかに該当する方

- 身体障害者(対象等級は障害の内容で異なります)
- 知的障害者(㊦・A)
- 精神障害者(1級)
- 難病患者
- 要介護度1以上
- 妊産婦
- 医師の診断書や意見書などで利用が認められた方

※申請には、障害者手帳や母子健康手帳などの証明書類が必要です。

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

市設置型浄化槽 公共浄化槽等整備推進事業



下水道などの集合処理区域以外の地域に浄化槽を設置します(設置には分担金22万円が必要です)。

※浄化槽の設置後は市が管理しますが、使用料は個人負担です。

※宅地内(トイレ・台所・風呂など)から浄化槽、浄化槽から河川や水路までの排水管の施工費用は個人負担です。

※設置予定基数…80基

《対象者》

下水道などの集合処理区域以外で、2026年2月13日(金)までに5～12人槽の浄化槽を設置できる方

《申込期限》 10月31日(金)

☎下水道課 下水道係
☎お太助フォン 47-1204 ☎47-1206

10月1日は「浄化槽の日」 浄化槽の維持管理を適正に

浄化槽を長く使い続けるために、適正な使用を心掛けてください。

■維持管理の注意点

- 流し台から天ぷら油や野菜くずなどを流さない。
- トイレにトイレペーパー以外の水溶性でない物(紙おむつなど)を流さない。
- 浄化槽の上部や周辺に保守点検や清掃の妨げになる物を置かない。
- 浄化槽内の微生物が死滅するため、送風機の電源を切らない。

☎下水道課 下水道係
☎お太助フォン 47-1204 ☎47-1206



国民年金のあれこれ

産前産後の保険料免除

免除期間	出産予定日、または出産日が属する月の前月から4か月間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日、または出産日が属する月の3か月前から6か月間
申請窓口	保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係 ※出産予定日の6か月前から申請できます。
対象者	国民年金第1号被保険者 ※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産も含む)。
必要書類等	【 出産前 】 母子健康手帳など 【 出産後 】 被保険者と子が別世帯の場合は 出生証明書など

詳しくは
日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

国保だより

葬祭費の支給

国民健康保険の被保険者が亡くなった際は、葬祭を行った方に対して葬祭費(3万円)を支給します。

申請時必要書類等

- 亡くなった方の資格確認書または資格情報のお知らせ
- 葬祭を行った方が確認できる書類
※下記のうちいずれか
▶火葬許可証の写し
▶葬祭費用の領収書の写し
▶会葬礼状の写し
- 預金通帳など振込先の口座が確認できるもの

※申請期限は、葬儀の翌日から2年を経過する日です(2年を経過すると時効により権利が消滅します)。

※交通事故での死亡など、損害保険から葬祭費に相当するものが支給された場合は、葬祭費が支給されないことがあります。

※会社などの健康保険に加入していた被保険者が、退職してから3か月以内に亡くなったときは、加入していた健康保険などから葬祭費が支給されます。

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619